

YELL・Spirits

2011年11月号

エール・スピリッツ



Contents

発行 : 社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email : info@sr-yell.com



代表より 執筆記事のご紹介(「SR」日本法令) 金融機関からみた企業の評価
厚生労働省「サービス残業“情報提供メール”24時間受付」11月スタート
労務相談室「有給休暇の付与」 企業PRコーナー スタッフコラム

鎌倉です。

ここ最近、年金の話題がTV、新聞、雑誌でも大きく取り上げられています。年金支給開始年齢の引き上げ、高所得者の年金保険料上限額の見直しと給付の抑制、60歳代前半の在職老齢年金の支給調整基準額の緩和、パート等への厚生年金適用拡大、国民年金3号被保険者の問題、年金制度の一本化など多岐に渡ります。厚生労働大臣が「年金開始年齢の引き上げはすぐにはではない」と発言するなど混乱も見られるところですが、昼のワイドショーでも、連日取り上げられていますから、顧問先企業様においても社員さんからの問い合わせも増えているのではないかと思います。TVの内容をみると、大げさに危機感を煽るものも多いのが気になります。もし、社員説明が必要でしたら、エールでもサポート致します。

少子高齢化が急速に進む日本において、今の社会保険制度では、社会保険料は上昇せざるを得ない仕組みです。大胆な制度改革の前に、もっと打つべき手(例えば、社会保険未適用事業所の問題)はあると思いますが、“打ち出の小槌”はない以上、社会保険と税金の思い切った制度改革は避けられませんが、次世代へのついでをこれ以上先送りすることはできません。政治家が政党を超えて真に国民のための議論を進めることを切に願います。社労士会や厚生労働省を通じて、私も意見を述べていきたいと思っています。

10月31日から、ネット上で年金見込み額や加入記録が確認できる「ねんきんネット」(日本年金機構)で、いろんな試算がご自身でできるようになりました。例えば、60歳以降も働きながら年金を受け取る場合、いくら給与だと年金額がいくら減るかを計算できます。また、年金受給の前倒しや繰下げ試算もできます(50歳以上の方が対象です。)賃金設計については、個別具体的にアドバイス致しますので、お気軽にご相談下さい。



弊社鎌倉が 社会保険労務士向けの
専門誌「SR」第24号(日本法令)
の特集記事を執筆しております。
就業規則について様々な切り口から
取り上げた特集になっております。
是非、ご一読下さい!



今月のアツク By 山田

金融機関からみた企業の見方

今回は、日本政策金融公庫 青柳様に「金融機関からみた企業の評価」というテーマで寄稿頂きました。企業は、「ヒト」「モノ」「カネ」の集合体と言われています。金融機関はどのような観点でその要素を評価するのでしょうか。



日本政策金融公庫の青柳です。
金融機関からみた企業の評価に関して、簡単にまとめてみました。ご相談等ありましたら、お気軽にお問い合わせください！

評価要素は、主に定性面である「人的要素」「経営環境」「経営基盤」と、定量面である「財務内容」に分けられます。

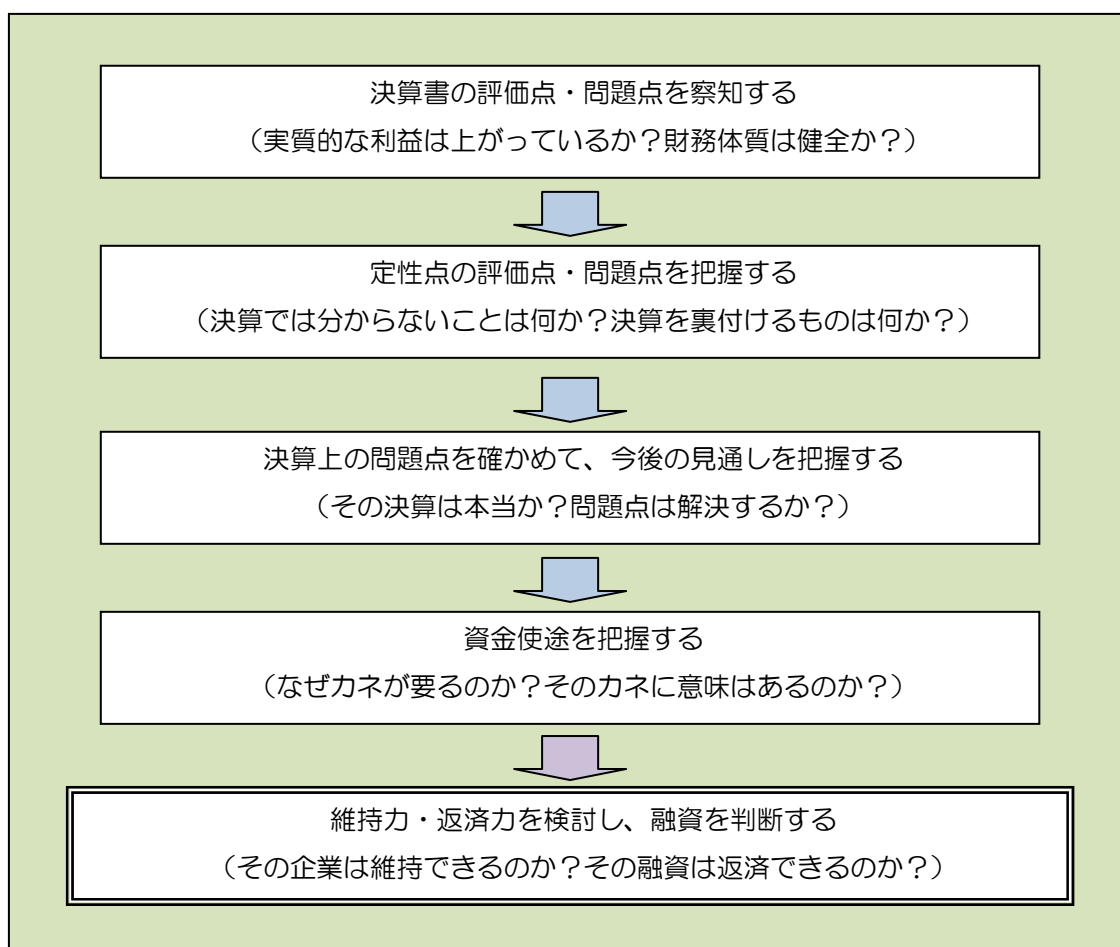
<企業の評価要素>

評価要素		例
人的要素 (ヒト)	経営能力	その事業の経験は十分か、判断力・リーダーシップは十分か
	人柄・資質	健康状態は良好か、カネのかかる趣味を持ってないか
	組織運営	後継者は育てているか、従業員の教育は行き届いているか
経営環境 (モノ)	業界見通し	今後の成長が期待できる業界か、先行きの厳しい業界か
	業歴・業界地位	創業何年か、受注ランクはどうか（建設業）
	立地条件	事業内容にふさわしい立地か、近隣に同業者は何件あるか
経営基盤 (モノ)	販売基盤・仕入基盤	複数受注か一社専属受注か、仕入先に悪い評判はないか
	商品競争力	近隣同業者より価格が安い、近隣同業者より品質がよい
	資金調達力	遊休不動産を所有している、実家の資金支援が見込まれる

財務内容 (カネ)	安全性	自己資本が厚い、借入金が少ない（対月商比）
	収益性	原価率が低い（対同業者比）
	成長性	売上が増加している（対前期比）

モノに関する視点は「売っているモノ」（何を売っているのか、主力商品・サービスは何か、販売先・客層・ターゲット etc.）に関するものと、「売っている基盤」（取引条件・取引先数・取引年数、営業設備の資金調達方法、同業他社の数・規模 etc.）に関するものがあります。

次は具体的な評価プロセスをご紹介します。



【耳より情報】



日本政策金融公庫では、お客様に財務診断サービスも提供しております。公庫お取引歳の中小企業約6万社の財務データとおお客様の経営状態を比較することができます。

日本政策金融公庫
横浜西口支店 国民生活事業
〒220-0004
神奈川県横浜市西区北幸1-11-7
電話 045-311-2648
担当 青柳

注目

厚生労働省が“サービス残業”等の情報提供メールを24時間受付 (11月1日～)

厚生労働省が、11月1日から“サービス残業等の情報提供メール”を24時間受け付けると発表しました。内容は下記のとおりで、これを監督署に情報提供し、調査対象にするものと考えられます。

1 労働基準監督署が労働時間や賃金の問題について監督指導すべき事業場を的確に把握し、適切な指導を行うためには、労働者やご家族の方などから多くの情報を得ることが大変重要になっています。このため、厚生労働省では24時間受付が可能なメール窓口を設けます。

2 「労働基準関係情報メール窓口」では、職場での長時間労働、サービス残業をはじめとする労働基準法などに関係する問題がある場合に、電子メールで情報を受け付けます。受け付けた情報は、関係する労働基準監督署へ情報提供し、監督指導業務の参考として、役立てます。

3 また、厚生労働省では、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、長時間労働やこれに伴う問題を解消するための取り組みを集中的に実施しますが、これに合わせて、「労働基準関係情報メール窓口」で職場の労働時間に関する情報を重点的に受け付けます。

～労働基準関係情報メール窓口～ 実施時期:平成23年11月1日(火)から

URL : http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The page is titled "労働基準関係情報メール窓口" (Labour Standards Information Mail Window). It features the MHLW logo and navigation menus. The main content area contains the following text:

1. 皆様がお勤めになっている職場や、御家族・知人がお勤めになっている職場において、長時間労働、賃金不払残業問題がございましたら、職場の所在地を管轄する●労働基準監督署や都道府県労働局に電話などで御相談いただく間内に御相談に出来ない方などいらっしゃることから、メールでも情報をお寄せいただけることといたしました。

2. お寄せいただいた情報は、関係する労働基準監督署へ情報提供するなど、業務の参考とさせていただきます。

3. できるだけ具体的な情報をお寄せください。なお、以下の内容は必ず内容欄に御記入ください。御記入のないもの情報提供等できない場合があります。

- [1] 会社(支店・工場等)名
- [2] 会社(支店・工場等)の所在地
- [3] 労働基準法等における問題の内容

○ こちらからは、公益通報者保護法に基づく労働者の方からの公益通報は受け付けておりません。公益通報の場合

注意事項

- [1] こちらでは、労働基準法等における問題に関する情報に限定してお受けしております。
- [2] 氏名等を記入いただく必要はありません。
- [3] 受け付けた情報に関する照会や相談に応じることはできませんので、予めご承知おきください。



労務相談室

【今月のテーマ】

年次有給休暇の8割要件とは？

Q

1年のうち6カ月間育児休業で休んでいた従業員がおり、年次有給休暇(以下、「年休」)はもらえるのかと質問を受けました。この場合、会社は年休を与えなければならないのでしょうか。

A

そもそも年休は、全労働日の8割以上出勤した場合に付与することになっています。今回の場合は、この8割をどのように計算するかがポイントとなります。

$$\text{出勤率} = \frac{\text{出勤日(全労働日のうち、出勤した日)}}{\text{全労働日(労働契約上、労働義務のある日)}} \geq 8割 \text{ の場合に付与する。}$$

ここで言う「労働日」とは、就業規則などに勤務すべきものとして定められている日の事を言います。具体的には365日(うるう年の場合は366日)から会社の休日を除いた日数になります。

「出勤日」については、次のような休業があった場合、出勤したものとみなして8割出勤を計算することとされています。

- ① 業務上負傷または疾病にかかり、療養のために休業した期間
- ② 育児・介護休業法の定めにより、育児・介護休業をした期間
- ③ 産前産後の女性は法の定めにより休業した期間
- ④ 年次有給休暇を取得した日

つまり、育児休業を取得した期間は、分母となる労働日、分子となる出勤日ともに日数としてカウントすることになります。

〈参考〉 休日出勤した場合でも、もともと労働日ではないため、その日は全労働日に含まれません。

〈参考〉 会社の都合により休業した日については、労働義務がない日ととらえ、全労働日からその休業日数を除外して計算する必要があります。

以上のように、年休付与の8割を計算する際には、分母の労働日に含めるもの・除くもの、出勤日に含めるものなど、さまざまなパターンがありますので、ケースごとに注意して取り扱う必要があります。

年末調整の準備

今年も年末調整の時期が近づいてきました。年末調整計算にあたっては申告書や証明書添付が必要となります。すでに保険会社から保険料控除証明書が届いている方もあるでしょう。証明書等が届く前に社員にPRすることによって添付忘れや紛失を防ぐことができます。目安として少し早目の11月中旬～下旬には揃えてもらうように計画的に進めましょう。



サードハウス 虹の我家

サードハウス虹の我家は、小規模多機能型居宅介護施設です。

◆**通い**◆ デイサービス・レクリエーション入浴など、スタッフが
きめ細かく対応致します。

◆**訪問**◆ 顔なじみのヘルパーが、必要な時に伺います。

◆**泊り**◆ いつもの場所でいつものワーカーの見守りでお泊りいただけますので、不安が少なく安心してお泊りいただけます。

◆**ケアプラン作成**◆ ケアマネージャーが訪問し個々の状況や環境を総合的に判断してケアプランを作成します。

私たちは「お客様第一主義」。お客様の個性を尊重し、「通い」を中心に「**自宅で継続して生活するために**」必要な支援をしていきます。

「顔なじみのスタッフ」「安心できるいつもの場所」
利用者様の安心を第一にサービスを行っております。

サードハウス虹の我家

横浜市鶴見区岸谷 2-14-2

TEL: 045-573-5329 (担当: 石川)

スタッフコラム

今月のコラムは、
高松
が担当します。



こんにちは、高松です。

携帯電話が世に登場したとき、日本は歓喜に震えました。あれから歳月は流れ、今日では小学生でも持っていることが珍しくないご時世になりました。電車の中では、難しそうな英字新聞に目を落としていると思いきや、顔の手前で携帯電話のゲームに夢中になっている若者を見かけることもあります。

携帯電話とは便利なもので、文字通り携帯しているからこそ即時に用件を伝えることができ、また、メールを使ってテキストを送ることも可能にします。しかし、便利なことが当たり前になってくるとそれに付随して弊害も起こるものです。

近年の若者は、コミュニケーション能力が低いと言われています。その要因の一つに挙げられるのが携帯電話の普及です。話を避けたい相手からの電話には出なかったり、メールで用事を片づけてしまうことで相手と対峙する機会が減少し、コミュニケーション能力の低下を招いているとされています。職場においても、メールで一方的に体調不良を伝えて欠勤してしまう若手社員の話を耳にすることがありますが、このような行動は、物事の程度を不明瞭にし、職場の雰囲気を乱す原因にもなり得ます。

天高く馬肥ゆる秋。読書の秋。

秋をモチーフにしたフレーズは色々あります。さすがに片目で本を読みながら、もう片方の目で携帯電話の動作を行う人はいないと思いますが、せめて食事のときぐらいは携帯電話はしまって、人との会話を楽しみながら肥ゆる秋を満喫したいですね。